

- * 重要5品目の聖域すら守れないTPP交渉から撤退することを求める意見書
- * 消費税増税の中止を求める意見書
- * 特定秘密の保護に関する法律の拙速な成立に抗議し法律の抜本的な見直しを求める意見書
- * 政府が米の需給と価格に責任を持つ米政策の確立を求める意見書
- * 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書

特定秘密の保護に関する法律の拙速な成立に抗議し、法律の抜本的な見直しを求める意見書

12月6日、参議院本会議において特定秘密の保護に関する法律（以下、「法律」という。）は、極めて拙速な国会審議により可決・成立した。

この法律では特定秘密に関して、防衛、外交、特定有害活動の防止、テロリズムの防止の4分野の中で、行政機関の長が指定することとしているが、その秘密の定義があいまいであり、歯止めなく拡大解釈されるおそれがある。また、国から独立し、秘密指定や運用などの妥当性のチェックを行う第三者機関の設置についても、12月4日の党首討論での答弁においても「保全監視委員会」の設置が示されたが、あくまでも政府内組織であり、いまだその客観性は担保されていない。

もとより、国が我が国の安全保障のため、秘密を指定する必要があることについては、これを全面的に否定するものではない。

しかしながら、国民の知る権利を守るためには、国民が求めた文書の公開範囲の拡大や、取材・報道の自由を保障する必要があるとともに、第三者機関において、秘密に関する明確な基準を策定し、その範囲を必要最小限にとどめ、適正な管理に努めることが欠かせない。このままでは、行政機関による恣意的な秘密指定や運用がされ、秘密の指定期間も恒久化される危険性も高い。

さらに、国会との関係においては、行政機関の長の判断で国会への情報提供が拒否された場合、国政調査権の機能が発揮されないばかりか、特定秘密として指定された事項について国会の秘密会開催が要件とされるなど、調査・審議における重大な制約となる。

よって、民主主義の根幹にかかわり、人権を大きく制約する危険性の高いこの法律が拙速な国会審議により成立したことは、極めて遺憾であることから抗議するとともに以下の事項について強く求める。

記

1. 特定秘密の保護に関する法律を抜本的に見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年12月16日

岩手県奥州市議会

提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣

政府が米の需給と価格に責任を持つ米政策の確立を求める意見書

政府が進める農政の転換によって引き起こされるのは、今でさえ生産費を下回っている米価のさらなる暴落であり、米の直接支払交付金の半減及び廃止によって、農家経営に重大な打撃となることは避けられません。特に、大規模農家や集落営農組織などの担い手ほど影響が大きいことが懸念され、地域農業と農村社会に取り返しのつかない事態を招きかねないものです。

国際的に食料不足が深刻化しているもとで、食料の増産は緊急の課題であるにも関わらず、この農政の転換は、生産の拡大と食料の安定供給に対する政府の責任を放棄するものであって、到底容認できるものではありません。

よって、奥州市議会は、以上の趣旨にかんがみ、次の事項の実現を強く求めます。

記

1. 食料自給率を向上させることを最優先に、政府が米の需給と価格に責任を持つ政策を確立すること。
2. 現行の経営安定政策の縮小・廃止方針を中止し、拡充すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出します。

平成25年12月16日

岩手県奥州市議会

提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣